

南部地域への教育旅行モデルコースの造成および誘客促進業務委託仕様書

1 委託業務名

南部地域への教育旅行モデルコースの造成および誘客促進業務委託

※南部地域とは、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町の13市町をいいます。

また、本業務において、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の6市町を伊勢志摩地域とし、尾鷲市、熊野市、大台町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町の7市町を紀勢・東紀州地域とします。

2 事業の目的

令和2年度から令和4年度まで実施した南部地域体験教育旅行促進事業費補助金により、多くの県内学校が教育旅行で南部地域を訪れる機会を創出し、豊かな自然を満喫できる南部地域への教育旅行の大きな需要喚起があったところです。

また、地域でもこれまで以上に教育旅行を積極的に受け入れる機運が高まっていく中、受入環境整備に取り組み、南部地域の教育旅行の目的地としての魅力向上を図ってきたところですが、今後はさらに、その魅力を県外学校等に対して直接的かつ効果的に発信していく必要があります。

本業務は、南部地域の教育旅行の目的地としての魅力を県外の学校関係者や旅行事業者に直接的かつ効果的に発信するため、南部地域への教育旅行モデルコースの造成とモニターツアーを実施し、県外学校が実施する教育旅行の誘客促進に取り組み、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれることをめざすものです。

3 委託業務の内容

(1) 南部地域への教育旅行のモデルコース造成業務

以下の条件により、教育旅行のモデルコースを造成すること。

- ・主なターゲットは県外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校とする。なお、より訴求力を高めるためこれらの中からターゲットを絞り込んだ提案することも差し支えないこととする。
- ・行程は伊勢志摩地域で3行程（日帰り1行程、1泊2日1行程、2泊3日1行程）、紀勢・東紀州地域で3行程（日帰り1行程、1泊2日1行程、2泊3日1行程）以上とし、各行程において、体験プログラムを少なくとも1箇所含むこと。宿泊地は伊勢志摩地域宿泊又は紀勢・東紀州地域宿泊とし、出発地からの移動及び帰着地までの移動はバス（一部鉄道利用可）での移動を想定したコースとする。
- ・体験メニューは、以下のとおりとすること。なお、体験プログラムは既存・新規は問わない。

- ア) 南部地域の特色ある自然体験や歴史体験、または産業体験を含めること。
- イ) SDGsの視点を取り入れること。
- ウ) 野外で行うものに関しては雨天時の代替メニューを含めること。
- ・食事については、南部地域の食文化を体験できる内容とすること。
- ・宿泊施設に関しては50名から250名が宿泊することを想定した施設とする。
(なお、単独の宿泊施設で対応が難しい場合は、分宿で対応することも可とする。)

(2) 南部地域への教育旅行モニターツアー実施業務

(1) で造成したモデルコース(一部でも可)を体験できるモニターツアーを以下の条件で実施すること。

- ・モニターツアーを2回(伊勢志摩地域1泊2日、紀勢・東紀州地域1泊2日)実施すること。
- ・受託者は、モニターツアーの募集およびツアーのアテンドを行う。
- ・参加人数はそれぞれ20名程度とし、最小催行人数は10名とする。
- ・参加対象者は、中京圏(愛知県又は岐阜県。以下同じ。)及び関西圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県又は和歌山県。以下同じ。)の学校に教育旅行の営業活動を行う旅行事業者の担当者又は当該圏の学校関係者(教員、教育委員会の職員など)とし、主催者又はマスコミ等によりツアーの様子を取材、記録され、公表される可能性があることについて、了承頂ける方とする。
- ・出発地は中京圏が近鉄名古屋駅発、関西圏が大阪難波駅発を原則とし、各駅から津駅まで移動し、津駅からの移動には受託者側で手配したバスを利用すること。ただし、ターゲットに合わせてより効率的な行程がある場合(例:近鉄奈良駅に集合し、バスで移動など)はこの限りでない。
- ・出発地までの旅費、帰着地からの旅費については、参加者の自己負担とすること。なお、出発地から帰着地までの旅費やプログラムの体験費用、昼食費、宿泊費(朝・夕食費含む)については委託料に含め、参加者が現地で代金を支払うことがないように手配すること。ただし、参加者が任意で飲食する際の費用についてはこの限りでない。
- ・モニターツアー実施後には、参加者にアンケートやヒアリングを実施し、課題や改善点を洗い出し、コースに含まれる宿泊事業者や体験事業者にフィードバックすること。
- ・ツアー中の事故に備えて、参加者全員に国内旅行傷害保険に加入させること。
※保険料は参加者負担とする。
- ・ツアーの実施にあたって、受託者が第1種又は第2種旅行業の登録業者でない場合は、登録業者に委託して実施するなどして、旅行業法、道路運送法等の関係法令を遵守すること。

(3) 南部地域教育旅行に係るプロモーション業務

①PR動画の作成

- ア) 南部地域への教育旅行を紹介するPR動画を作成すること。
- イ) 動画の本数は南部地域総合バージョンと伊勢志摩地域バージョン、紀勢・東紀州地域バージョンをそれぞれ1つ以上作ること。
- ウ) 映像時間は1本あたり3～5分程度とすること。
- エ) ナレーションおよび字幕の言語は日本語とすること。
- オ) 映像の縦横比率は16：9、解像度はHD（ハイビジョン）以上とすること。
- カ) 映像データは三重県ホームページに貼付可能であり、YouTube等に掲載可能な保存形式（MP4等）とすること。
- キ) 記録媒体はDVDとし、家庭用プレーヤー及びパソコンで再生可能とすること。
- ク) 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費もすべて見積に含めること。
- ケ) 撮影のために、関係施設等への許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者が手続きを行うこと。
- コ) 本動画を三重県が他のプロモーション活動等に利用するために、別途、第三者との契約による編集やDVD等の複製制作等ができるものとする。出演者がいる場合、出演者との契約においてもあらかじめ二次利用の許諾を得ること。ただし、出演者との契約により二次利用ができない場合は、事前にその旨を三重県に通知すること。
- サ) BGM等に用いる音楽素材の使用に関しては、原則、オリジナル音源又はフリー音源を使用し、著作権等の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受託者が手続き等を行うこと。
- シ) 映像、音声、発言内容、物音などを文字にした字幕を編集すること。
- ス) 各動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、三重県の内容確認および修正指示の機会を設けること。

②パンフレットの作成

- ア) 南部地域の教育旅行を紹介するパンフレットを作成すること（2,000枚、カラー、コート紙、A4サイズ、中綴じ、20ページ（表紙含む）以上）。
- イ) 当該パンフレットは、南部地域の教育旅行を紹介する内容とし、(1)で造成したモデルコースを含む内容とする。
- ウ) ①で作成した動画が視聴可能な二次元コードを入れること。
- エ) 教育旅行受入可能な観光施設等20箇所以上を掲載すること。体験内容によって分類したり、索引をつけたりするなどレイアウトの工夫を行い、わかりやすく記載すること。また、各施設の名称、写真、特色の紹介、住所、連絡先、開館時間、受入可能人数、費用、感染拡大防止に関する取組み等を調べて記載すること。
- オ) 交通マップを記載すること。
- カ) その他、教育旅行パンフレットとして必要な事項を掲載すること。

キ) 撮影 (撮影および使用に係る許可等も含む)、デザイン、コピーライト、レイアウト、編集、校正など制作に必要な全ての作業を行うこと。

③学校へのセールスならびにニーズヒアリングの実施

中京圏ならびに関西圏の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のうち、80校以上に対し、①、②のセールスツールを活用して、訪問営業やオンライン面談、説明会等の手法により直接的なセールス、誘客促進を行うとともに、ニーズヒアリングを行うこと。

4 委託期間

契約の日から令和6年3月8日(金)まで

5 契約上限額

11,988,922円(税込)(消費税及び地方消費税は10%として計算)

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他

- の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 納品する成果物

委託業務完了の日までに、以下の成果物を提出すること。

- ・ 事業成果報告書（紙媒体及び電子媒体各 1 部）
 - ※内容において、委託業務の実施内容、実施結果及び成果の詳細、課題と今後の展望を記載すること。
- ・ 3（3）で作成したPR動画およびパンフレットを記録した記録媒体およびパンフレットの紙媒体 2,000 枚